

地域相談支援

サービスの概要・事務の流れ

神戸市障害者支援課

令和7年10月

-目次-

1. 地域移行支援

(1) サービス内容	1
(2) 対象者	1
(3) 標準支給量	2
(4) 支給期間	2
(5) 利用者負担	2
(6) サービス提供者	2
(7) 支給決定者（サービス申請先）	3
(8) サービス利用開始までの基本的な流れ	4
(9) 支援の具体的な内容	6
(10) 具体的な手続き	8
1. 新規申請（計画相談支援を利用する場合）	8
2. 支給期間6か月以内に地域移行できる場合	11
3. 支給期間6か月以内の地域移行が不可となり更新を希望する場合 ⇒更新申請	12
4. 支給期間 計1年以内の地域移行が不可となり更新を希望する場合 ⇒更なる更新申請	15
5. 支給決定期間中に地域移行支援の利用をやめる場合	17
(11) 報酬	18
1. 基本的な考え方	18
2. 報酬体系	18
【様式】地域相談支援の支給決定更新にかかる評価結果報告書	24

2. 地域定着支援

(1) サービス内容	26
(2) 対象者	26
(3) 標準支給量	26
(4) 支給期間	26
(5) 利用者負担	27
(6) サービス提供者	27
(7) 支給決定者（サービス申請先）	27
(8) 支援の具体的な内容	28
(9) 具体的な手続き	29
(10) 報酬	32
1. 基本的な考え方	32

2. 報酬体系	32
---------	----

1. 地域移行支援

(1) サービス内容

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援をおこなう。

地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地が遠隔地にある場合には、業務の一部を当該帰住予定地の地域移行支援事業者に委託することも可能である。

下記の支援等を一体的に実施

- ① 地域移行支援計画作成会議の開催・地域移行支援計画の作成
- ② 訪問相談
- ③ 同行支援
- ④ 関係機関との連絡調整
- ⑤ 障害福祉サービスの体験利用
- ⑥ 一人暮らしに向けた体験宿泊

※支援の実施に当たっては、おおむね週に1回以上、利用者と対面により行うこと。

(地域移行支援計画の作成および利用者への対面による支援を月に2日以上行わない場合は、地域移行支援サービス費の算定は出来ない。)

(2) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
(障害支援区分の認定は不要だが、障害支援区分調査は必要。)

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所している
障害者
- ② 障害者支援施設等に入所している15歳以上の障害者みなしの者
- ③ 精神科病院に入院している精神障害者 ※

※直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象

1年未満である者についても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者については対象。

- ④ 生活保護法第38条に規定する救護施設、更生施設に入所している障害者
- ⑤ 矯正施設に入所し、特別調整対象者に選定された障害者のうち、退所するまでの間に一般相談支援事業者が実施する障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊

など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる
障害者

《対象となる矯正施設の種類》

刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院

⑥ 矯正施設を退所し、更生保護施設等に入所した障害者

《対象となる施設の種類の種類》

更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

注１）申請者が、退所・退院先を生活保護法に基づく救護施設を想定している場合は、対象とならない。

注２）申請者が障害者であり上記の要件を満たしている場合は、介護保険対象者であっても対象となる。

（３）標準支給量

当該月の日数

（４）支給期間

原則 ６ヶ月まで

- ・この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が見込まれる場合には、６ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。
- ・更なる更新（１年以上の更新）については、別途一般相談支援事業者からの提出書類（P. 24参照）に基づき、区において個別に審査をおこなう。

（５）利用者負担

- ・サービスにかかる利用者負担はなし
- ・外出時の交通費、食事代等は自己負担
- ・各一般相談支援事業者は、サービス提供地域を定めている。
利用者がそのサービス提供地域を越えて支援を受ける場合、それに要した交通費の支払いを求められる場合がある。

（６）サービス提供者

一般相談支援事業者のうち、地域移行支援をおこなう事業者

(7) 支給決定者（サービス申請先）

① 施設入所者の場合

施設入所支援支給決定の市町村（区）

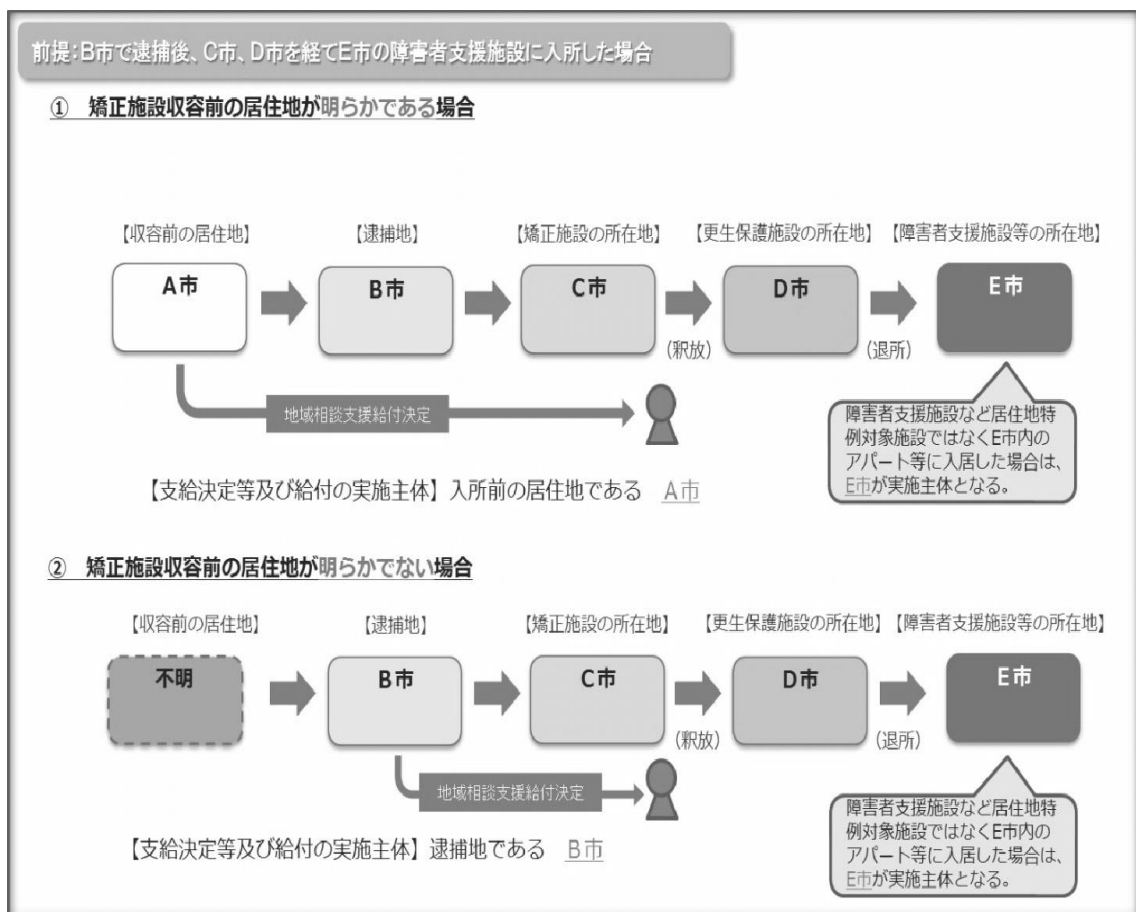
② 精神科病院入院者の場合

入院前に居住地を有していた市町村（区）

③ 矯正施設及び更生保護施設等入所者の場合

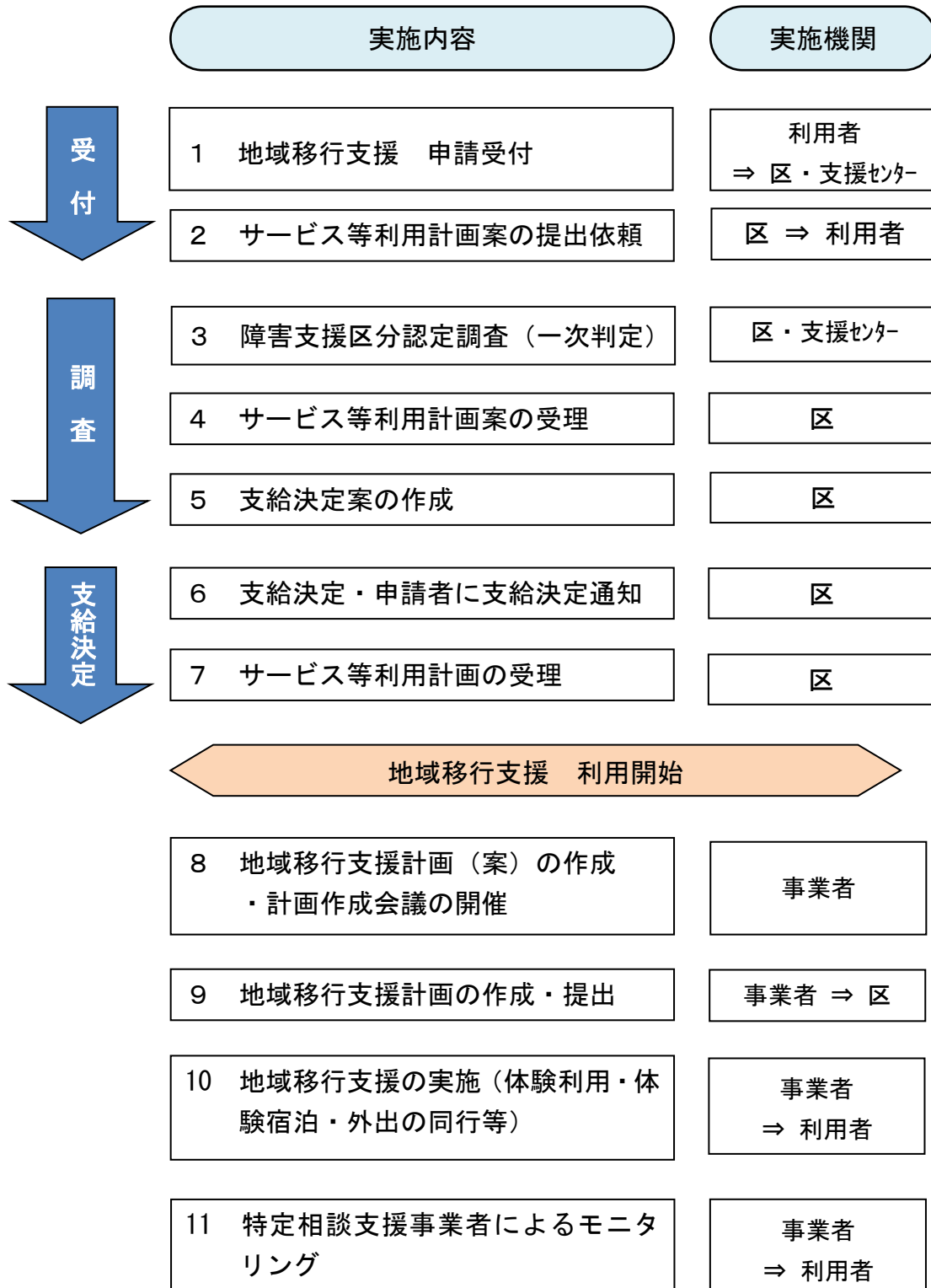
- ・ 矯正施設収容前に居住地を有していた市町村（区）
- ・ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者は、収容前の逮捕地を有する市町村（区）

※特定施設（居住地特例対象施設）に準じた取扱い

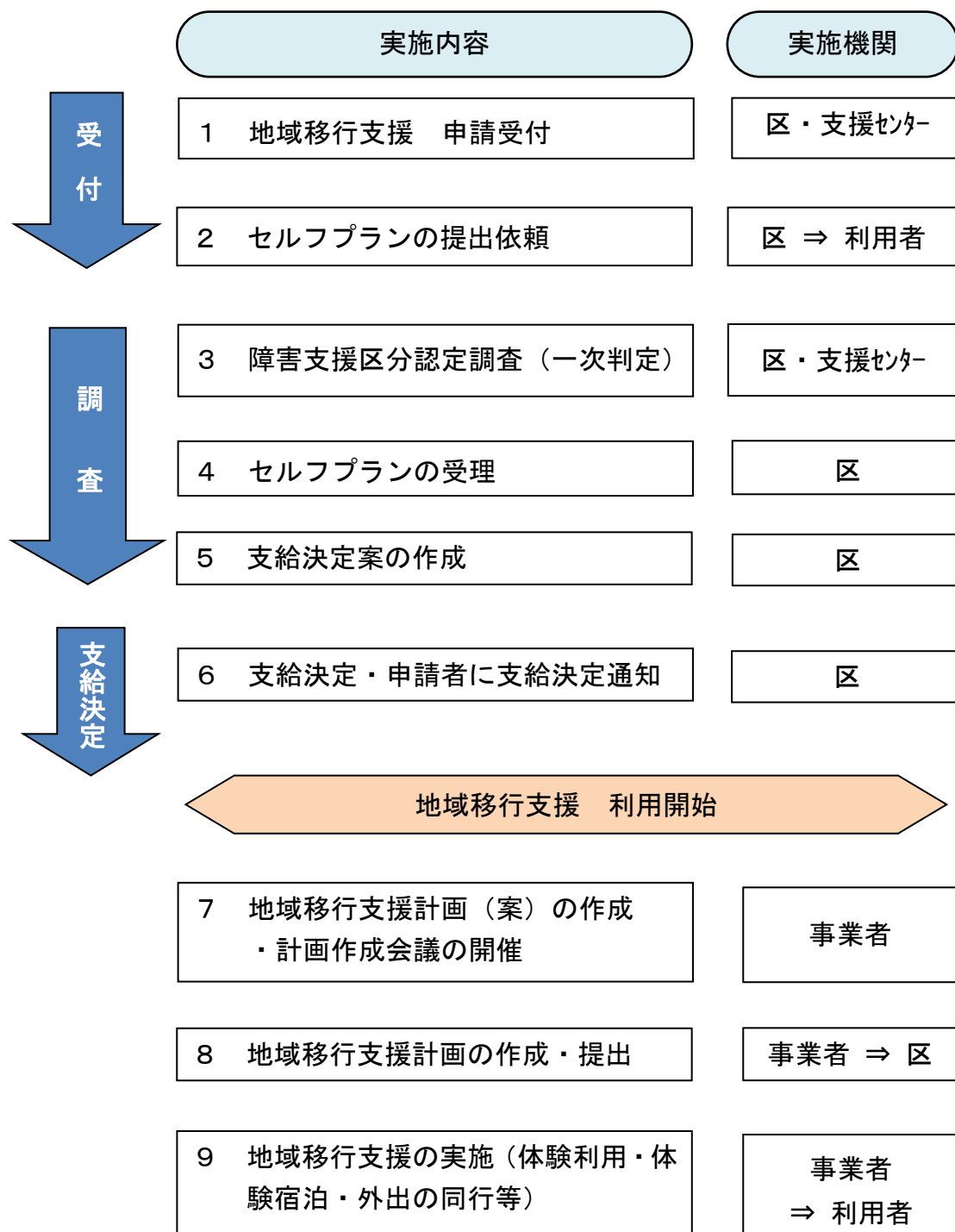


（８）サービス利用開始までの基本的な流れ

【計画相談支援を利用する場合】



【セルフプランの場合】



(9) 支援の具体的な内容

項 目	支 援 内 容
①地域移行支援計画作成会議 の開催・地域移行支援計画 の作成	①-1 支援計画原案の作成 利用者と面接し、アセスメントの上、下記の内容等を記載した支援計画の原案を作成。※様式は各事業者で定めるもので可。 ・利用者及びその家族の生活に関する意向 ・総合的な支援の方針 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・地域移行支援の目標・達成時期 ・地域移行支援を提供する上での留意点
	①-2 支援計画作成会議の開催 利用者及び障害者支援施設又は精神科病院の担当者等を招集して会議を開催し、支援計画の原案について意見を求める。 ※会議には原則利用者が同席すること。ただし本人の病状により同席が極めて困難な場合等やむを得ない場合については、例外的に同席以外の方法により意向等を改めて確認すること。
	①-3 支援計画原案の説明・支援計画の交付 支援計画原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、支援計画を利用者に交付する。
	①-4 支援計画の見直し・変更 支援計画の作成後、適宜、計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
②訪問相談	・利用者と面接し、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努める。 ・住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談に応じ、必要な助言その他援助を行う。
③同行支援	・住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する施設等からの外出に際し、利用者に対して、同行による必要な支援を行う。 例) 区役所、不動産屋、転居の為の買い物・・・等
④関係機関との連絡調整	施設、病院、区役所、障害福祉サービス事業所等と連絡を取り合い、地域移行に向けての調整を行う。
⑤障害福祉サービスの体験 利用	利用者が障害福祉サービスを体験的に利用する支援を行う。 ・対象サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

	・体験利用日数：15 日以内（⑥とは別途） ・実施方法：一般相談支援事業者から障害福祉サービス事業者等への委託により実施。利用時には、原則、一般相談支援事業者が同行による支援を行う。 ※体験利用に係る報酬は、一般相談支援事業者に支払われるため、他のサービス事業者に委託した場合は、一般相談支援事業者から障害福祉サービス提供事業者に委託費として支払う。 ※支給期間を更新した場合、更新後から再度 15 日以内の利用が可能。
⑥一人暮らしに向けた体験宿泊	利用者が単身での生活に向けた体験宿泊の支援を行う。 ・体験利用日数：15 日以内（⑤とは別途） ・実施方法：一般相談支援事業者から障害福祉サービス事業者等への委託等（グループホームや短期入所、アパート等）で実施。 利用時には、原則、一般相談支援事業者が同行または訪問による支援を行う。 ※他の事業者へ委託する場合、緊急時に対応するため、委託事業者との常時の連絡体制を確保することが必要。 ※体験宿泊利用に係る報酬は一般相談支援事業者に支払われるため、他のサービス事業者へ委託した場合は、一般相談支援事業者から障害福祉サービス提供事業者へ委託費として支払う。 ※支給期間の更新をした場合、更新後から再度 15 日以内の利用が可能。

【体験宿泊をグループホームの空き室で行う場合の留意点】

体験宿泊の目標・目的により、利用するサービスが異なるので注意する。

体験宿泊の目標・目的	利用するサービス	実施方法
体験及び入居	地域移行による体験利用	法定サービス
1 人暮らしそのものの体験	グループホームの体験利用	神戸市補助事業
特定の GH への入居	グループホームの体験利用	法定サービス

(10) 具体的な手続き

1. 新規申請（計画相談支援を利用する場合）

項 目	区	一般相談支援事業者
(1) 地域移行 支援サー ビスの申 請	① 区は、下記の方法により「支給申請書兼利用者負担額減免・免除等申請書」を受理する。 【県内施設入所者・入院者】 ・原則、申請者と施設職員又は病院職員の来所による申請受付 ・市外で遠方の場合、郵送による申請受付 【県外施設入所者・入院者】 ・郵送による申請受付 ② 区は、申請者へサービス等利用計画案の作成を特定相談支援事業所に依頼するか、または申請者自身でセルフプランを作成するか意向を確認し、該当する下記の書類を申請者に渡し、説明する。 ※計画相談支援の流れについては「神戸市計画相談支援マニュアル」を参照 ・【17-1】特定相談支援事業者・障害児相談支援依頼（変更）届出書・セルフプラン届出書 ・【17-2】サービス等利用計画案提出のご依頼 ・制度案内・事業者一覧 ③ 希望する特定相談支援事業者が決定している場合、またはセルフプランを作成する場合は、【様式 17-1】を受理する。 特定相談支援事業者に依頼する場合 ・【計1-1】サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 ・【計1-2～4】アセスメント票・サービス利用量案・週間計画表 セルフプランを作成する場合 ・【計4】セルフプラン（様式例）	

(2) 障害支援 区分認定 調査(1次 判定)・勘 案事項の 聴き取り	区、または障害者相談支援センターは、下記 のとおり調査を行う。 <table><tr><td>区分あり</td><td>勘案事項整理票(地域移行支 援用)</td></tr><tr><td>区分なし</td><td>区分認定調査(1次判定) 勘案事項整理票(地域移行支 援用)</td></tr></table> 【県内施設入所者・入院者】 ・来所による申請受付時に調査を行う。 ・市外で来所が困難な場合、区職員が訪問 して調査を行う。 【県外施設入所者・入院者】 ・当該自治体に調査依頼を行う。	区分あり	勘案事項整理票(地域移行支 援用)	区分なし	区分認定調査(1次判定) 勘案事項整理票(地域移行支 援用)	
区分あり	勘案事項整理票(地域移行支 援用)					
区分なし	区分認定調査(1次判定) 勘案事項整理票(地域移行支 援用)					
(3) サービス 等利用計 画案の提 出依頼	区は、申請者が特定相談支援事業者と計画相 談支援の利用契約を結びたい意向を示してい ることと、契約締結後は提出期限までに必要 書類を提出して欲しい旨を記載した 「【17-3-1】 サービス等利用計画案提出のご 依頼(新規申請時)」を送付する。					
(4) 支給決定 要否の判 断	① 区は、提出されたサービス等利用計画案 と調査結果をもとに、地域移行支援の支 給決定の要否の判断、計画相談支援のモ ニタリング期間の決定(支給決定)を行 う。 ② 申請者に下記の書類を送付する。 【支給決定の場合】 ・支給決定通知書兼利用者負担額減免・免 除等決定通知書 ・受給者証 【却下の場合】 ・却下決定通知書					
(5) 地域移行 支援サー ビスの利 用契約		一般相談支援事業者は、利用希望者と 地域移行支援サービスにかかる利用 契約を結ぶ。				

(6) 地域移行 支援計画 の作成		① 一般相談支援事業者は、利用者と面談およびアセスメントを行い、地域移行支援計画（案）作成・計画作成会議を開催する。 ② 計画作成会議を踏まえた地域移行支援計画を作成する。
(7) 地域移行 支援サー ビスの開 始		① 一般相談支援事業者は、地域移行支援計画をもとに、利用者の状況に合わせたサービスを提供する。 ② 特定相談支援事業者と一般相談支援事業者が異なる場合、一般相談支援事業者は、支援の状況について、随時特定相談支援事業者に報告を行う。 特に、地域移行の目処が立った場合や、病状悪化等により支援の中断が必要となった場合等には、特定相談支援事業者へ、モニタリング（サービス担当者会議の開催等）を依頼する。

2. 支給期間6ヶ月以内に地域移行できる場合

(1) 特定相談支援事業者から区担当者へ連絡

- ・特定相談支援事業者は、地域移行の目処がたった時点で、地域移行支援の支給決定を行っている区に連絡する。
- ・地域移行後に利用予定のサービス等（例：居宅介護、地域定着等）について、今後の手続きを確認する。（変更申請の時期、必要書類等）

注1）入所・入院中の支給決定者と退所・退院後の支給決定者（移行先の市町村）が異なる場合の注意点

- ・実際に退所・退院するまでの担当は、「入所・入院中の支給決定者」となる。そのため、入所・入院中に退所・退院後に利用する地域定着支援や障害福祉サービス等の相談をする場合は、まず「入所・入院中の支給決定者」へおこなう。
- ・どの時点で、退所・退院後の支給決定者（移行先の市町村）に変わるかを確認の上、退所・退院後の支給決定者とも連携をとっていくこと。

注2）地域移行先が遠方等の理由により、地域移行後も引き続き継続して特定相談支援事業者、一般相談支援事業者がサービスを提供することが困難な場合、転居後に利用する事業者の調整をおこない、スムーズにサービス利用できるようにすること。

(2) 移行にともなう手続き支援等

- ・一般相談支援事業者は、区役所や不動産屋への同行等、移行にともなう必要な支援をおこなう。

(3) 移行先の市区町村での障害福祉サービスの申請

- ・利用者は、移行先の市区町村へ障害福祉サービス等支給申請書を提出し、特定相談支援事業所は、サービス等利用計画案の提出をおこなう。

3. 支給期間6ヵ月以内の地域移行が不可となり更新を希望する場合 ⇒ 更新申請

1. 初回の更新について

支援の結果、支給期間6ヵ月以内に地域生活への移行が出来なかった場合、引き続き地域移行支援を提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヵ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。

2. 具体的な手続き

項 目	区	一般相談支援事業者
(1) 地域移行 支援サー ビスの更 新申請の 意向を連 絡		原則、区による更新申請勧奨は行わないため、一般相談支援事業者は、利用者が更新を希望する場合、その意向を区担当者に連絡する。
(2) 地域移行 支援サー ビスの更 新申請	① 区は、下記の方法により「支給申請書兼利用者負担額減免・免除等申請書」を受理する。 【県内施設入所者・入院者】 ・原則、申請者と施設職員又は病院職員の来所による申請受付 ・市外で遠方の場合、郵送による申請受付 【県外施設入所者・入院者】 ・郵送による申請受付 ② 区は、申請者へ、サービス等利用計画案の提出を依頼し、セルフプラン利用者についても、更新内容を反映したセルフプランの提出を依頼する。	

	特定相談支援事業者に依頼している場合 ・【計 1-1】 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 ・【計 1-2～4】 アセスメント票・サービス利用量案・週間計画表 セルフプランの場合 ・【計4】 セルフプラン	
(3) 勘案事項の聴き取り	区、または障害者相談支援センターは、下記のとおり調査を行う。 【施設入所者・入院者】 ・来所による申請受付時に調査を行う。 ・市外で来所が困難な場合、区職員が訪問して調査を行う。 【県外施設入所者・入院者】 ・当該自治体に調査依頼を行う。	
(4) 更新決定要否の判断	① 区は、提出されたサービス等利用計画案と調査結果をもとに、地域移行支援の更新決定の要否の判断、計画相談支援のモニタリング期間の決定（支給決定）を行う。 ② 申請者に下記の書類を送付する。 【更新決定の場合】 ・支給決定通知書兼利用者負担額減免・免除等決定通知書 ・受給者証 【却下の場合】 ・却下決定通知書	
(5) 地域移行支援計画の作成		① 一般相談支援事業者は、利用者と面談およびアセスメントを行い、新たに地域移行支援計画（案）の作成・計画作成会議を開催する。 ② 計画作成会議を踏まえた地域移行支援計画を作成する。

(6) 地域移行 支援サ ービスの継 続		① 一般相談支援事業者は、地域移行支援計画をもとに、利用者の状況に合わせたサービスを提供する。 ② 特定相談支援事業者と一般相談支援事業者が異なる場合、一般相談支援事業者は、支援の状況について、随時特定相談支援事業者に報告を行う。 特に、地域移行の目処が立った場合や、病状悪化等により支援の中断が必要となった場合等には、特定相談支援事業者へ、モニタリング（サービス担当者会議の開催等）を依頼する。
--	--	---

4 支給期間 計1年間以内の地域移行が不可となり更新を希望する場合 ⇒ 更なる更新申請

1. 更なる更新について

国の方針では、「地域移行支援を1年間の利用後に更なる更新をおこなう場合は、必要に応じて市町村審査会の個別審査による判断が必要。」としている。

神戸市においては、市町村審査会は開催せず、特定相談支援事業者が提出する①【計3-1】モニタリング報告書、②【計1】利用計画案一式の他に、一般相談支援事業者は③「サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書」(P.24)の提出を求め、その上で、区において④勘案事項整理票を作成し、更新決定の可否を判断する。

原則、更新申請時に、更なる更新期間（6ヶ月間）内での、具体的な地域移行の時期、地域移行先が決まっていない場合は更新不可とする。

- | | | |
|---|---|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①【計3】モニタリング報告書（指定特定相談支援事業者作成）②【計1】利用計画案一式（指定特定相談支援事業者作成）③ サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書
（指定一般相談支援事業者作成）④ 勘案事項整理票（区職員作成） | } | この4点の内容を勘案し、
更新の可否を判断 |
|---|---|--------------------------|

なお、上記の書類のみでは延長の妥当性が判断できない場合、別途、施設・病院等からの追加書類（様式不問）を求めることも可能とする。

2. 具体的な手続き

項 目	区	一般相談支援事業者
(1) 地域移行 支援サー ビスの更 なる更新 申請の意 向を連絡		原則、区による更新申請勧奨はないため、一般相談支援事業者は、利用者が更なる更新を希望する場合、その意向を区担当者に連絡する。
(2) 地域移行 支援サー ビスの更 新申請	① 区は、下記の方法により「支給申請書兼利用者負担額減免・免除等申請書」を受理する。 【県内施設入所者・入院者】 ・原則、申請者と施設職員又は病院職員の来所による申請受付 ・市外で遠方の場合、郵送による申請受付 【県外施設入所者・入院者】 ・郵送による申請受付 ② 区は、申請者へ、サービス等利用計画案の提出を依頼し、セルフプラン利用者についても、更新内容を反映したセルフプランの提出を依頼する。 特定相談支援事業者に依頼している場合 ・【計1-1】サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 ・【計1-2～4】アセスメント票・サービス利用量案・週間計画表 セルフプランの場合 ・【計4】セルフプラン	
(3) 勘案事項 の聴き取 り	区は、下記のとおり調査を行う。	

	【施設入所者・入院者】 ・ 来所による申請受付時に調査を行う。 ・ 市外で来所が困難な場合、区職員が訪問して調査を行う。 【県外施設入所者・入院者】 ・ 当該自治体に調査依頼を行う。	
(4) 「サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書」の作成		一般相談支援事業者は、利用者・家族等と面接し、施設や主治医等の意見を求め、「サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書」を作成し、区へ提出する。 サービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書 (P. 24)
(5) 更なる更新決定要否の判断	① 区は、提出されたサービス等利用計画案等と調査結果をもとに、地域移行支援の更なる更新決定の要否の判断、計画相談支援のモニタリング期間の決定（支給決定）を行う。 ② 申請者に下記の書類を送付する。 【更新決定の場合】 ・ 支給決定通知書兼利用者負担額減免・免除等決定通知書 ・ 受給者証 【却下の場合】 ・ 却下決定通知書	

以降の手続きは、上記「3. 支給期間6ヵ月以内の地域移行が不可となり更新を希望する場合⇒更新申請」の手続きと同様です。

5. 支給決定期間中に地域移行支援の利用をやめる場合

(1) 区担当者への連絡

- ・ 支給期間中に、地域移行支援の利用をやめる場合、特定相談支援事業者または利用者が区へ連絡し、提出必要書類等の確認をおこなう。

(11) 報酬

1. 基本的な考え方

地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであるため、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、計画相談支援等と同様に、毎月定額の報酬を算定する仕組みとなる。

その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて加算報酬を算定する。

2. 報酬体系

(1) 地域移行支援サービス費

地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613単位／月

地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,157単位／月

地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,422単位／月

※地域移行支援計画を作成しない場合や、利用者への対面による支援を月に2日以上行わない場合は算定できない。

①地域移行支援サービス費（Ⅰ）の算定要件

（ア）当該事業所において、前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。

（イ）次の要件のうちいずれかを満たすこと。

- ・従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。
- ・従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、「精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修」の修了者であること。

（ウ）対象施設と緊密な連携を図るため、利用者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。

②地域移行支援サービス費（Ⅱ）の算定要件

前年度に1人以上の地域移行の実績を有しており、上記（イ）、（ウ）の要件を満たすこと。

③地域移行支援サービス費（Ⅲ）の算定要件

地域移行支援サービス費（Ⅰ）または（Ⅱ）の要件を満たさない地域移行支援事業所において、地域移行支援を行っていること。

(2) 退院・退所月加算 2,700単位／月

+500単位／月（精神科病院を3か月以上1年未満で退院する場合）

退院又は退所等をする月に、利用者との対面による支援を2日以上行った場合に算定する。退院・退所等をする日が月の初日で、その前月において支援を行った場合は、退院・退所等をする日の前月において算定できる。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、算定できない。

- ・退院・退所等をして病院または診療所へ入院する場合。
- ・退院・退所等をして他の社会福祉施設等（社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設」のほか、介護保険施設、宿泊型自立訓練事業所、地域移行支援型ホーム）へ入所する場合。
- ・死亡による退院・退所等の場合。

(3) 集中支援加算 500単位／月

退院・退所月加算が算定される月以外に、対面による支援を月6日以上行った場合に算定する。

(4) 障害福祉サービスの体験利用加算

障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）（初日から5日目まで）

500単位／日

+50単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）（6日目から15日目まで）

250単位／日

+50単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

(5) 体験宿泊加算

委託先共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室、地域移行事業者が自ら確保したアパート等において、一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて15日以内に限り算定

体験宿泊加算（Ⅰ） 300単位／日

+50単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に算定する。

体験宿泊加算（Ⅱ） 700単位／日

+50単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

一人暮らしに向けた体験宿泊を行った上で、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に算定する。

（７）特別地域加算 所定単位数の15%を加算

中山間地域等に居住している者に対してサービスを提供した場合に算定。

（８）初回加算 500単位／月

地域移行支援の利用開始月において算定。

注）初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。

※下記の①又は②の場合は、再度の算定不可

- ① 初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合
- ② 初回加算を算定した後、他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合

（９）ピアサポート体制加算 100 単位／月

都道府県等が実施する「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定する。

- ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者であって、地域移行支援従業者として従事する者
- ② 管理者、サービス管理責任者または地域生活支援員として従事する者

※なお、併設する事業所（計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域定着支援に限る）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5以上になる場合も算定可。

(10) 居住支援連携体制加算 35 単位／月

利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、住宅確保要配慮者居住支援法人・住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携し、月に 1 回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有した場合に算定する。

(11) 地域居住支援体制強化推進加算 500 単位／月

地域移行支援事業者が、利用者の同意を得て、当該利用者に対して住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明や指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会または保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者 1 人につき月に 1 回を限度として算定可能。

■矯正施設を退所する障害者に対する支援のイメージは、以下のとおり。

① 福祉サービス等のニーズ把握

特別調整対象障害者について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等のニーズ把握を行う。

② 関係機関の間で支援方法等を共有

地域生活定着支援センターは本人との面接等により、助言その他の退所に向けた支援を行いながら、本人の犯罪歴・非行歴、心身の状況、過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、家族の状況等についてアセスメントを行う。当該アセスメントの結果、退所までの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など『矯正施設外で行う支援』の提供が可能であると見込まれるなど一般相談支援事業者による効果的な支援が期待されると地域生活定着支援センターが認めた障害者の支援に関して、特定相談支援事業者や一般相談支援事業者も含めた関係機関等からなる会議を開催することにより、支援方法等の共有を進める。

③ 地域移行支援の提供開始

一般相談支援事業者は、支援方法等が共有され、また、当該障害者の地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で、地域相談支援給付決定の申請手続の支援を行い、特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成、市町村の給付決定を経て、地域移行支援のサービス提供を開始する。一般相談支援事業者は矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターなど関係機関の担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援の方針や課題、目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画を作成する。

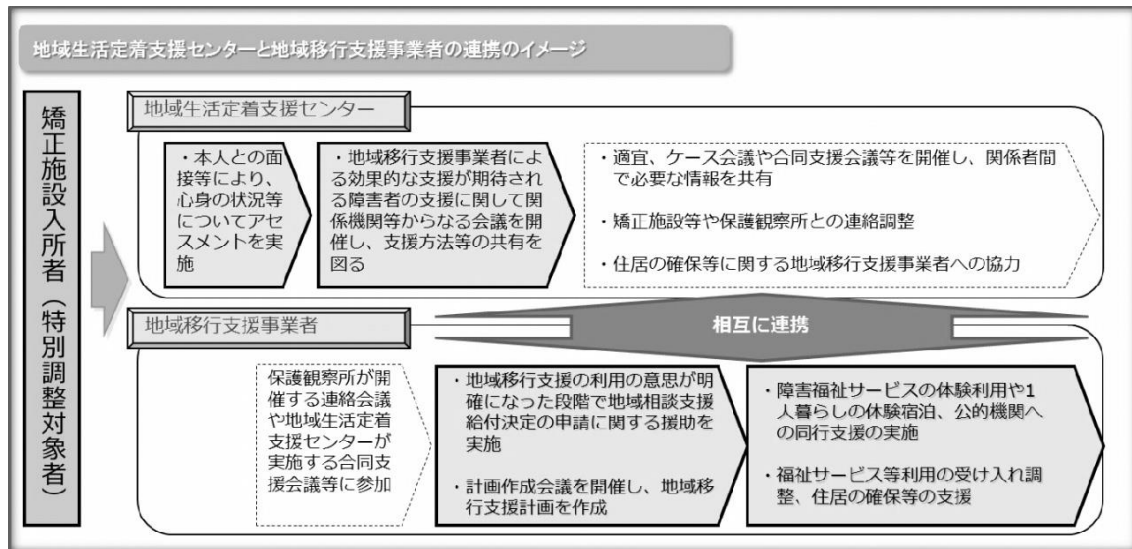
④ 入所中から退所後まで一貫性のある支援の提供

一般相談支援事業者は、保護観察所が開催する連絡協議会や地域生活定着支援センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら、それぞれの役割分担を明確にしつつ、関係者間で必要な情報を共有し、矯正施設入所中から退所後まで③の地域移行支援計画に沿った一貫性のある支援を行う。

(更生保護施設に入所した障害者等に対する支援)

矯正施設を退所後に更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに入所等した障害者（特別調整対象障害者に限らない。）についても、平成 26 年 4 月以降、地域移行支援の給付対象としているところである。これらの施設に入所等した障害者に対して地域移行支援を行う場合は、上記の関係機関に加えて、当該更生保護施設等とも連携するものとする。

(参考) 地域生活定着支援センターと地域移行支援事業者の連携のイメージ



令和 年 月 日

神戸市 福祉事務所長 あて

住所(所在地)

事業者名

地域相談支援の支給決定更新にかかる評価結果報告書

地域相談支援の支給決定更新にかかる評価結果を下記のとおり関係書類を添えて報告します。

受給者番号	
支給決定障害者名	
サービスの種類	地域相談支援（地域移行支援）
支給決定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
評価結果	☐ 1 現時点では地域生活への移行ができていないが、支援の効果があり、6ヶ月の間に移行できる見込みがあるため、サービスの利用継続が適当 ☐ 2 現時点では地域生活への移行ができておらず、また6ヶ月の間に移行できる見込みはないが、支援の効果があり、今後の移行につながると考えられるため、サービスの利用継続が適当 ☐ 3 今後も支援の効果がなく、地域生活への移行が見込まれないため、サービスの利用継続は不適当 ☐ 4 その他（ ）
評価年月日	令和 年 月 日
評価担当者 (職・氏名・連絡先)	(Tel)
施設・病院担当者 (職・氏名・連絡先)	(Tel)
備考（特記事項等）	

※詳細は裏面に記載

※添付書類 1.地域移行計画 2.地域移行計画に基づく支援実績のわかる資料（様式は任意）

(1) 現状

(2) 地域移行計画に対する具体的な評価及びサービス更新することが必要な理由

(3) 利用期間を更新した場合に提供するサービス内容

(4) 今後の具体的な見込み

(5) 主治医等の意見

医師の氏名 印

※行が足りない場合は適宜広げてください。

2. 地域定着支援

(1) サービス内容

利用者に関する情報等を記載した地域定着支援に係る台帳（地域定着支援台帳）を作成したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

- ① 地域定着支援台帳の作成
- ② 常時の連絡体制の確保
- ③ 緊急時の支援

(2) 対象者

以下の者のうち、地域生活を継続していくため、常時の連絡体制の確保による緊急時等における支援体制が必要と見込まれる者

- ① 居宅において単身で生活する障害者
- ② 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- ③ 認定調査項目のうち、下記のいずれかに該当し、地域生活が不安定な障害者
 - ・「2-10 日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、
 - ・「3-3 コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」

注）共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者は、通常、当該事業所の世話人等の対応となるため、対象外。

(3) 標準支給量

当該月の日数

(4) 支給期間

原則 1年間まで

- ・対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。
- ・更なる更新についても、必要性が認められる場合については可能。

（５）利用者負担

- ・サービスにかかる利用者負担はなし
- ・各一般相談支援事業者は、サービス提供地域を定めている。
利用者が一般相談支援事業者のサービス提供地域を越えて支援を受ける場合、それに要した交通費の支払いを求められる場合がある

（６）サービス提供者

一般相談支援事業者のうち、地域定着支援をおこなう事業者

（７）支給決定者（サービス申請先）

① 入所施設からの退所者、精神科病院からの退院者

→退所、退院後に居住する市区町村

注）入所・入院中から、地域定着支援や障害福祉サービス等の相談、調査、調整等を行う必要があり、かつ入所・入院中の支給決定者である市区町村と退所・退院後の市区町村が異なる場合の対応

⇒原則、実際に退所・退院するまでは、「入所・入院中の支給決定者」が担当する。

② 現に地域で生活しているもの

→居住地の市区町村

(8) 支援の具体的な内容

項 目	支 援 内 容
①地域定着支援台帳の作成	利用者と面接し、アセスメントの上、下記の内容を記載した地域定着支援台帳を作成する。支援台帳の作成後、適宜、支援台帳の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。 ※様式は各事業者で定めるもので可 ・利用者の心身の状況、置かれている環境 ・緊急時において必要となる家族及び利用する障害福祉サービス事業者、医療機関等関係機関の連絡先 ・その他の利用者に関する情報
②常時の連絡体制の確保	・夜間等に職員を配置するほか、携帯電話等により、利用者又はその家族との直接の連絡体制を確保する。 ・居宅訪問等の見守りによる支援により、利用者の状況把握及び緊急時の適切な対応方法の把握を行う。
③緊急時の支援	・障害の特性に起因して緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行う。 ・利用者の状況に応じて、利用者の家族、関係機関等との連絡調整、一時的な滞在等、必要な支援を行う。 ・一時的な滞在支援は、一般相談支援事業者自身が実施、又は障害福祉サービス事業所等へ委託する場合がある。 ※委託の場合、別途個別契約を締結する必要がある。

(9) 具体的な手続き

1. 新規申請（計画相談支援を利用する場合）

項 目	区	一般相談支援事業者
(1) 地域定着 支援サ ービスの申 請	① 区は、「支給申請書兼利用者負担額減免・免除等申請書」を受理する。 ② 区は、申請者へ、サービス等利用計画案の作成を特定相談支援事業所に依頼するか、または申請者自身でセルフプランを作成するか意向を確認し、該当する下記の書類を申請者に渡し、説明する。 ※計画相談支援の流れについては「神戸市計画相談支援マニュアル」を参照のこと。 共通 ・【17-2】サービス等利用計画案提出のご依頼 ・【17-1】特定相談支援事業者・障害児相談支援依頼（変更）届出書・セルフプラン届出書 ・制度案内・事業者一覧 ③ 希望する特定相談支援事業者が決定している場合、またはセルフプランを作成する場合は、【様式 17-1】を受理する。 特定相談支援事業者に依頼する場合 ・【計1-1】サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 ・【計1-2～4】アセスメント票・サービス利用量案・週間計画表 セルフプランを作成する場合 ・【計4】セルフプラン（様式例）	

(2) 障害支援 区分認定 調査(1次 判定)・勘 案事項の 聴き取り	区、または障害者相談支援センターは、下 記のとおり調査を行う。 <table><tr><td>区分あり</td><td>勘案事項整理票</td></tr><tr><td>区分なし</td><td>区分認定調査(1次判定) 勘案事項整理票</td></tr></table>	区分あり	勘案事項整理票	区分なし	区分認定調査(1次判定) 勘案事項整理票	
区分あり	勘案事項整理票					
区分なし	区分認定調査(1次判定) 勘案事項整理票					
(3) サービス 等利用計 画案の提 出依頼	区は、申請者が特定相談支援事業者と計画 相談支援の利用契約を結びたい意向を示し ていることと、契約締結後は提出期限まで に必要書類を提出して欲しい旨を記載した 「【17-3-1】 サービス等利用計画案提出の ご依頼(新規申請時)」を送付する。					
(4) 支給決定 要否の判 断	① 区は、提出されたサービス等利用計画 案と調査結果をもとに、地域定着支援 の支給決定の要否の判断、計画相談支 援のモニタリング期間の決定(支給決 定)を行う。 ② 申請者に下記の書類を送付する。 【支給決定の場合】 ・支給決定通知書兼利用者負担額減免・ 免除等決定通知書 ・受給者証 【却下の場合】 ・却下決定通知書					
(5) 地域定着 支援サー ビスの利 用契約		一般相談支援事業者は、利用希望者と 地域定着支援サービスにかかる利用契 約を結ぶ。				
(6) 地域定着 支援台帳 の作成		一般相談支援事業者は、利用者と面接 し、アセスメントの上、地域定着支援 台帳を作成する。支援台帳の作成後、 適宜、支援台帳の見直しを行い、必要 に応じて変更を行う。				

(7) 地域定着 支援サ ビスの開 始		① 一般相談支援事業者は、利用者又はその家族との直接の連絡体制の確保や、居宅訪問等の見守りによる支援により、利用者の状況把握及び緊急時の適切な対応方法の把握を行う。 ② 一般相談支援事業者は、障害の特性に起因して緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行うとともに、利用者の状況に応じて、利用者の家族、関係機関等との連絡調整、一時的な滞在等、必要な支援を行う。
---	--	--

（９）報酬

１．基本的な考え方

常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組みとする。

２．報酬体系

（１）地域定着支援サービス費

体制確保費 315 単位／月

利用者に対し、常時の連絡体制の確保等を行った場合に算定する。

緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位／日

緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定する。

緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位／日

緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間）に電話による相談援助を行った場合に算定する。

ただし、（Ⅰ）・（Ⅱ）は重複して算定できない。

（２）特別地域加算 所定単位数の15%を加算

中山間地域等に居住している者に対してサービスを提供した場合に算定。

（３）ピアサポート体制加算 100 単位／月

都道府県等が実施する「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定する。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者であって、地域定着支援従業者として従事する者

② 管理者、サービス管理責任者または地域生活支援員として従事する者

※なお、併設する事業所（計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援に限る）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5以上になる場合も算定可。

（４）日常生活支援情報提供加算 100単位／月

精神科病院等に通院する利用者について、あらかじめ本人の同意を得たうえで、精神科病院等に対し、当該利用者の心身の状況、生活環境等、自立した日常生活を維持する上で必要な情報提供を行った場合に算定する。

（５）居住支援連携体制加算 35 単位／月

利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、住宅確保要配慮者居住支援法人・住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携し、月に 1 回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有した場合に算定する。

（６）地域居住支援体制強化推進加算 500 単位／月

利用者の同意を得た上で、当該利用者に対し、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、利用者に対して居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、自立支援協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場に対し、住宅の確保および居住支援に係る課題を報告した場合に算定する。